

「衆議院選挙制度に関する調査会」（第2回）議事概要

1 日 時 : 平成26年10月9日(木) 16:00 ~

2 場 所 : 衆議院議長公邸

3 出席者 :

座長	佐々木 毅	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
	荒木 毅	富良野商工会議所会頭
	岩崎美紀子	筑波大学教授
	大石 眞	京都大学教授
	大竹 邦実	地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
	加藤 淳子	東京大学教授
	萱野 稔人	津田塾大学教授
	櫻井 敬子	学習院大学教授
	佐藤 祐文	横浜市会議長
	曾根 泰教	慶應義塾大学教授
	並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長
	平井 伸治	鳥取県知事
	堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
	山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員
	逢沢 一郎	衆議院議院運営委員会委員長

4 議事要旨

議題「衆議院小選挙区の一票の較差」

(1) 事務局から、以下の事項について説明が行われた。

- ・ 日本の統治機構における国会の位置づけとそれを踏まえた衆議院選挙制度の意義

日本においては、国会が主権者たる国民からの直接選挙を通じて主権を委ねられる唯一の国家機関であること、衆議院議員の選挙制度は主権を国民から負託、委ねられるためのルールであって、国民主権の国家である日本国の統治の根幹をなしている仕組みであることとの説明があった。

- ・ 衆議院の一票の較差を巡る事案の時系列

平成6年の小選挙区比例代表並立制導入後の国勢調査とこれに基づく区割り改定案の作成、区割りに関する法律の制定及び一票の較差に関する最高裁判決について相互の関係を示しながら時系列的な説明があった。

- ・ その他

最高裁は、一票の較差を投票価値の較差と解していること、一票の較差が一定程度を超えることを許さない根拠を憲法第14条に求めていること及び最高裁判決においては、国勢調査人口による較差に言及している場合と選挙当日の選挙人数に言及している場合があることについて説明があった。

次に、衆議院小選挙区の一票の較差に係る憲法、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の規定内容について説明があった。

次に、3次にわたる区割り改定に関し、衆議院小選挙区1人当たり人口の較差が、区割り改定の時点と次回改定前においてどのようなようになっていたか説明があった。

次に、各都道府県への配分数の現状と現行定数295を1人別枠方式により配分した場合及び人口比例方式（最大剰余法）により配分した場合の試算値について説明があった。

最後に、小選挙区比例代表並立制導入以後に執行された5回の衆議院議員総選挙に係る一票の較差に関する訴訟に対する最高裁の判決の概要とこれまでの一票の較差に関する最高裁判決を項目的に整理したものについて説明があった。

(2) 各委員からの主な発言

- ・ 衆議院の選挙制度について、この調査会は、主権者たる国民が選挙に対してどのようなことを思っているのか、選挙に対してどういう行動をしたいのかという国民の視点で議論すべきである。
- ・ 投票に行く国民の皮膚感覚と選挙制度に関する議論の間に相当のギャップがあり、それをどのように埋めるのかということ considering して議論を行う必要がある。
- ・ 緊急是正法（0増5減）は、1人別枠方式を残しているものではないか。

- ・ 緊急是正法の位置づけはどのようなものであるのかという点について調査会としての共通認識を持つべきではないか。
- ・ 衆議院小選挙区の一票の較差に係る最高裁判決には平成 23 年の大法廷判決段階で判例変更が起きているのではないか。
- ・ 最高裁は、地域の問題、行政区画、人口動勢、交通事情などもろもろの要素も考慮できると判示しているにもかかわらず、実際には、立法事実的な要素は裁判では問題にならず数値のみで判断をしているのではないか。
- ・ 投票価値の平等を論ずる場合に有権者数ではなく人口を基準として議論するのは論理的に整合性がとれているのか。
- ・ 選挙人名簿が随時確定できるのであれば、それに応じて区割りの見直しが可能ではないか。
- ・ 較差是正については、法律上は大規模国勢調査に基づいて行うこととされているにもかかわらず、裁判上は直近の有権者数が問題とされるのはいかなるものか。
- ・ 緊急是正法において衆議院議員選挙区画定審議会設置法第 3 条第 2 項（1 人別枠方式に係る規定）を削除したことにより、衆議院議員の総定数の各都道府県への配分に係る規定がなくなっており、今後、何を単位として議席配分を行うのか。
- ・ 第 3 条第 2 項に代わる新たな配分規定を設ける必要があるのか。

- ・ 最終的に小選挙区間の較差を2倍以内におさめるためには、まず都道府県間の較差をより小さくする必要がある。そのためには、各都道府県への定数配分について、従来の最大剰余法の他にも様々な配分方式（算定方式）があるので、それらを議論する必要があるのではないか。
- ・ 較差是正のルールに、人口変動をビルトインして是正していく仕組みを入れ込んでいく必要があるのではないか。
- ・ 緊急是正法についての最高裁の将来のスタンスは読みにくい状況にあり、この調査会においては、平成32年の本格的な国勢調査を踏まえた、あるべき選挙制度について議論するのが好ましいのではないか。
- ・ 小選挙区間の較差については、重複立候補し比例代表で復活当選した者を考慮しないのか。

(3) 次回以降の日程等の協議が行われた。

① 次回のテーマ

「衆議院小選挙区の一票の較差」

② 次回以降の日程

平成26年10月20日（月） 15時

平成26年11月20日（木） 14時

平成26年12月11日（木） 16時